

令和6年3月28日付け県公報号外第17号静岡県規則第9号（指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則等の一部を改正する規則）中、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
2	改正後の欄上から7	調整	調製
25	改正後の欄下から6～7	<u>164条の2</u>	<u>第164条の2</u>
36	改正後の欄上から18	調整	調製
46	改正後の欄下から15	<u>139条の2</u>	<u>第139条の2</u>
92	改正後の欄下から16	急変	急変等
102	下から2	様式5号	様式第5号